

各障がい福祉サービス事業所の長 殿

福岡県福祉労働部子育て支援課長
(母子保健係)

旧優生保護法補償金等制度の周知と研修会への御協力をお願い

平素より、本県の福祉行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

旧優生保護法に基づき、昭和23年から平成8年までの長きにわたり、多くの方が障がいや病気を理由に優生手術(こどもができなくなる手術)を受けられました。

昨年1月から被害を受けられた方々への補償制度が開始しましたが、対象者の多くは障がいをお持ちであることや、高齢であることなどから情報が届きにくい状況にあります。また、御家族の中には自身の責任と感じ、申請をためらう方もいらっしゃいます。

このため、県では、障がいのある方にも理解しやすいようマンガを取り入れ、御家族の心情に配慮したリーフレット及びポスターを新たに作成いたしました。障がいのある方及び高齢者の支援関係者の皆様の御協力を得て、医療機関や施設、地域で暮らす障がいのある方(40歳以上の方)やその御家族に、この補償制度をお届けしたいと考えております。

昨年、本補償制度が開始した際の周知にも御協力をいただいているところですが、新たなリーフレットを活用した周知につきましても、御協力くださいますようお願いいたします。

また、旧優生保護法の歴史、補償制度及びリーフレットの活用方法を学ぶ研修会を下記のとおり開催しますので、御担当者等の出席に御配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1 送付物

リーフレット：30部、ポスター：1部、研修会案内チラシ：5部

※本リーフレットを障がいのある方や御家族へお渡しいただき、周知に御協力ください。

※リーフレットの追加送付を御希望の際は、下部の問合せ先まで御連絡ください。

※また、リーフレットの電子データは県ホームページや二次元コードからダウンロードできます。

県ホームページ：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する補償金等のご案内」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyuyusei-leaflet.html>



2 旧優生保護法及び補償制度に関する研修会

(1) 日時：令和8年5月21日(木) 14:00~16:00

(2) 場所：アクロス福岡 4階 国際会議場(福岡市中央区天神1丁目1番1号)

※オンライン同時開催

(可能でしたら、ぜひ会場にお越しいただき、直接受講いただけますと幸いです。)

(3) 申込方法・期限、対象者、内容・別添チラシのとおり

※リーフレットの活用方法・留意点について説明いたします。

福岡県 福祉労働部
子育て支援課 母子保健係
Tel : 092-643-3307